茅野市告示第　　号

茅野市特殊詐欺等抑止電話機接続装置貸出要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茅野市長　柳平　千代一

茅野市特殊詐欺等抑止電話機接続装置貸出要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内における振り込め詐欺等の被害防止を目的として、市が所有する特殊詐欺等抑止電話機接続装置（以下「装置」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者等）

第２条　貸出しの対象となる者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　満70歳以上の者のみで構成される世帯の者

(2)　その他市長が特に貸出しが必要と認める者

２　装置の貸出しは、１世帯につき１台に限るものとする。

（貸出期間）

第３条　貸出しの期間は、装置の引渡しをした日から１年を経過する日までとする。

（貸出料等）

第４条　装置の貸出料は無料とする。

２　電源の確保に伴うコード等の設備については、貸出しを受けた者の負担において設置するものとする。

（申請方法）

第５条　装置の貸出しを受けようとする者は、茅野市特殊詐欺等抑止電話機接続装置貸出申請書（様式第１号）により市長に申請するものとする。

（貸出しの決定）

第６条　市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査した上、装置の利用の可否を決定するものとする。この場合において、決定の順序は、申請のあった順とし、市が保有する装置の台数を超える申請があった場合には、既に貸出ししている装置が返却されたときに貸出しの決定をするものとする。

（装置の設置）

第７条　装置の設置は、貸出しを受けた者が行うこととする。ただし、設置が困難な者については市又は消費生活センター職員に設置を依頼するこができるものとする。

２　装置の貸出しに当たっては、特殊詐欺等抑止電話機接続装置受領証（様式第２号）と引換えに装置を引き渡すものとする。

（装置の返還及び撤去）

第８条　装置の返還は、貸出しを受けた者が行うこととする。ただし、装置の撤去及び返還が困難な者については、市又は消費生活センター職員に装置の撤去及び返還を依頼することができる。

（貸出決定の取消し）

第９条　市長は、貸出しの決定を受けた者が虚偽の申請その他の不正な行為により貸出しの決定を受けたときは、第６条の貸出しの決定を取り消し、装置の返還を求めるものとする。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。